

## 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取り組み

グループホーム吉松新宮  
施設長 浅部 浩史

当施設では、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を取得し、当該月在職者数にて分配する。

介護職員処遇改善加算は、当該月の交付金の額を当該月在籍者数にて配分し、処遇改善手当として支給する。月額支給額は毎月の交付金額並びに当該月在籍者数により変動するが、概ね月額固定費として正社員、パート職員には当該月の勤務時間数に基づき100%、75%、50%の3ランクにて処遇改善手当として支給する。当該月交付金額と当該支給金額との差額は、夏季・冬季賞与額の際にそれぞれ6ヶ月分を一括支給する。

介護職員等特定処遇改善加算は、経験は勤続10年以上、定義は最終入社からの勤続年数（退職金勤続年数と同等）とする。パートから正職員への昇格者は通算換算とする。技能は介護福祉士の資格保有者とする。

ABC グループ毎に均等割りして、特定処遇改善手当として想定年額の1/2を月例給与で支払い、残額は賞与で精算する。月例支給額は毎月の交付金並びに当該月在籍者数により変動するが、概ね月額固定費としてA:B:C（4:2:1）の割合を毎月支給する。差額は夏季・冬季賞与6ヶ月分を一括支給する。